

生物多様性条約第10回締約国会議等におけるカーボン・オフセット

に用いるクレジット公募要領

平成 22 年 9 月 17 日

生物多様性条約 COP10/MOP5 カーボン・オフセット事務局（株式会社電通内）

1. 事業の概要及び目的

本年 10 月に愛知県名古屋市において開催される生物多様性条約（以下「CBD」という。）の第 10 回締約国会議（以下「COP10」という。）およびカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（以下「MOP5」という。）については、193 の国と地域から約 8,000 人の参加が見込まれています。環境分野の条約・議定書の締約国会議である COP10/MOP5 を開催するにあたっては環境配慮を行うことが求められ、過去の国際会議等を参考にしつつ廃棄物や CO₂ の排出削減努力を行い、削減しきれない CO₂ 排出量をカーボン・オフセットすることにより、COP10/MOP5 の環境負荷を可能な限り低減する必要があります。こうした削減しきれない CO₂ は約 30,000t-CO₂ にも上ると予想され、本公募はこれらの CO₂ 排出量をカーボン・オフセットするために、COP10/MOP5 の趣旨に即したクレジットを調達することを目的としています。

2. 公募対象クレジット

公募の対象とするクレジットは、生物多様性の保全を目的とする COP10/MOP5 の趣旨に反しない発行済 J-VER または CER とします。

3. 公募条件等

公募対象クレジットの公募は、J-VER、CER それぞれ別に行ないます。それぞれの公募条件等は以下の通りです。（J-VER と CER で応募様式が異なりますのでご注意ください。）

3. 1. J-VER の公募条件等

- (1) 応募する J-VER は、平成 22 年 9 月 27 日時点において認証されている発行済 J-VER のみとします。
- (2) J-VER のプロジェクト種別は問わないこととします。
- (3) 平成 22 年 9 月 27 日時点において、プロジェクトの J-VER 発行量のうち無

効化されていない量（以下「無効化未了量」という。）が 200t-CO₂ を超える場合には、応募数量は 1 件につき 100t-CO₂ 以上、無効化未了量が 200t-CO₂ を超えない場合には応募数量を 1t-CO₂ 以上とします。但し、いずれの場合も採択に際し、数量調整を依頼する可能性があることを予めご了承ください。

- (4) 応募主体につき J-VER プロジェクト 1 件の応募までとします。但し、別途 CER プロジェクトの応募は可能とします。

3. 2. CER の公募条件等

- (1) 応募する CER は、平成 22 年 9 月 27 日時点において認証されている発行済 CER のみとします。
- (2) CER のプロジェクト種別は、再生可能エネルギーまたは森林吸収源のみとします。
- (3) CER の応募は 1 件につき 10,000t-CO₂ 以上とします。但し、採択に際し、数量調整を依頼する可能性があることを予めご了承ください。
- (4) 応募主体につき CER プロジェクト 1 件の応募までとします。但し、別途 J-VER プロジェクトの応募は可能とします。

4. 採択の要件

公募対象クレジットの採択は、J-VER、CER それぞれ別に行ないます。それぞれの採択の要件は以下の通りです。

4. 1. J-VER の採択の要件

- (1) J-VER プロジェクトの内容を鑑み、単価の低い応募を採択します。
- (2) 同一の J-VER プロジェクト(プロジェクト登録番号が同一のプロジェクト)は、原則最低単価の応募主体を 1 件のみ採択します。
- (3) J-VER は採択に際して上限単価を設けます。上限単価は公表しません。
- (4) コベネフィットのあるプロジェクト、生物多様性保全に寄与するプロジェクト、愛知県または名古屋市にゆかりのあるプロジェクト、その他一定の付加価値が認められるプロジェクトは優先的に採択します。
- (5) 応募状況によって応募数量の多いプロジェクトを優先して採択する可能性があります。

4. 2. CER の採択の要件

- (1) CER プロジェクトの内容を鑑み、単価の低い応募を採択します。
- (2) CER は採択に際して上限単価を設けます。上限単価は公表しません。
- (3) コベネフィットのあるプロジェクト、生物多様性保全に寄与するプロジェクト、その他一定の付加価値が認められるプロジェクトは優先的に採択します。

5. クレジットの選定

有識者からなる検討委員会において選定方針を策定し、一般公募からの申請内容をクレジットの内容や付加価値、単価の観点から厳正に審査を行い、予算の範囲内で優れたクレジットを選定します。

6. 応募資格

平成 22 年 9 月 27 日時点において国別登録簿(CER の応募の場合)または J-VER 登録簿(J-VER の応募の場合)に口座を保有する内国法人または地方公共団体が応募できるものとします。

7. 応募方法

公募に対する応募は以下に従って行ってください。

7. 1. 応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本公募の選定対象外とさせていただくことがあります。

- 生物多様性条約第 10 回締約国会議等におけるカーボン・オフセットに用いるクレジット応募様式 (J-VER 用)
- 生物多様性条約第 10 回締約国会議等におけるカーボン・オフセットに用いるクレジット応募様式 (CER 用)

※注意事項：J-VER と CER を双方とも応募する場合は、それぞれ応募書類を作成してください。

7. 2. 応募書類の提出方法について

応募様式の電子ファイルを電子メールの添付ファイルとして、以下のメールアドレス宛てに送信してください。なお、メールの件名(題名)を「COP10/MOP5 カーボン・オフセット応募」とし、本文に所属名、部署名、役職、氏名、ふりがな、住所、電話番号、e-mail アドレスを記載してください。

※代表者印を押印した I.「申請用紙」を受付期間内にメールにて送信できない事情がある場合には、9.その他に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

- メールアドレス：hiruma.masato@dentsu.co.jp
- 注意事項：電子ファイルを作成する保存形式は、Microsoft 社 Word2003 以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的でないものを使用しないでください。また、電子ファイル作成後 Microsoft 社 WindowsXP SP3 上で表示可能であることを確認し、自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。なお、当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。なお、当方のメールサーバーの都合上、電子ファイルの容量が 2MB を超える場合はメールを受け取ることができませんので御注意ください。
- 受領の確認：応募様式を受領した後、送信を行ったメールアドレス宛てに担当者から受領した旨をそのまま返信します。メールを送信後、平成 22 年 9 月 27 日 15:00 までに返信がない場合、うまく送受信されていない可能性があります。上記メールアドレスまで再度メールを送信してください。

7. 3. 応募書類の受付期間

平成 22 年 9 月 21 日（火）午前 10:00～平成 22 年 9 月 24 日（金）正午 12:00 必着。但し、平成 22 年 9 月 24 日（金）正午 12:00 までに応募様式の I.「申請用紙」の押印が間に合わない場合には、押印前の I.「申請書表紙」を同時刻までにメールにて送信し、平成 22 年 10 月 1 日(金)午後 5:00 までに押印された I.「申請書表紙」をメールにて再度送信することも認めます。なお、同時刻までに押印された I.「申請書表紙」が送信されない場合には、応募資格を失うものとします。

※応募期間以降に当方に到着したファイルのうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募書類として受け付けません。

8. 公募の流れ(予定)

公募の流れは以下の予定ですが、予告なく変更される可能性があります。

- 9 月 17 日 公募開始
- 9 月 24 日 公募終了
- 10 月 1 日 押印された様式 I.「申請用紙」の受付終了
- 10 月上旬 採択
- 10 月～ 契約
- 11 月 支払

9. その他

公募に関するお問い合わせは、下記担当者までお願いいたします。

生物多様性条約 COP10/MOP5 カーボン・オフセット事務局(株式会社電通内)

担当：比留間雅人

E-Mail:hiruma.masato@dentsu.co.jp